

# スクールソーシャルワーカー 活用ハンドブック



福祉の視点を踏まえた児童生徒支援の方策

埼玉県教育委員会

## はじめに

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課長

中沢 政人

昨今、児童生徒が抱える課題には、社会における経済格差の拡大や家族間の複雑な関係等、児童生徒を取り巻く環境に起因するものが見受けられます。また、従来は個人が原因と見られがちだった暴力やいじめ等の問題行動にも、環境との関連を無視できないものが珍しくありません。こうした周囲への働きかけが必要な課題の解決には、学校内部の力だけでなく、外部の人材資源の活用や関係諸機関との連携が重要です。

本県では平成20年度から、市町村教育委員会、学校や教育事務所等にスクールソーシャルワーカーを配置しています。しかしながら、保護者・学校・各機関や地域など、児童生徒を取りまく環境との連携の要となるその役割に関して、まだまだ十分に活用されていないところがあるようです。

本書はこの点に着目し、スクールソーシャルワーカーをより有効に活用していただくために作成したものです。教職員の皆さんがスクールソーシャルワーカーについての理解を深め、協働していくことが、児童生徒の課題解消の一助となることを願っております。

### 監修者のことば

日本社会事業大学 学長プロジェクト室 客員准教授

日本社会事業大学 専門職大学院 スクールソーシャルワーク講座担当

土屋 佳子

#### 「スクールソーシャルワーカー 活用ハンドブック

～福祉の視点を踏まえた児童生徒支援の方策」発行によせて～

このハンドブックは、長年子どもの支援の現場でご活躍され、現在では本県のスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー(SSWer・SV)となられたお二人が中心となって作成されました。まずは現場の先生方にぜひ読んでいただきたいのですが、SSWerが読んでも、あるいは近接領域の支援者が読んでも、大変示唆に富む内容となっています。スクールソーシャルワーク(SSW)の基本だけでなく、事例や、家庭・学校・地域を取り巻く社会事象を取り上げ、解説しているコラムもあり、SSWがどのように展開されているのかイメージしやすいよう、工夫を凝らしてあります。

どのページからでも、関心のあるところからお手にとりいただき、SSWの目指す支援のありかたに触れてみてください。そして、実際にSSWerと協働していただければ、これほどうれしいことはありません。

子どもたちのために、ここから始めてみましょう。

# スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック

## ～福祉の視点を踏まえた児童生徒支援の方策

### 目次

はじめに 監修者のことば	1
--------------	---

#### I スクールソーシャルワーカーとは

1. スクールソーシャルワーカーを知っていますか？	3
2. ソーシャルワークとソーシャルワーカー	4
3. スクールソーシャルワーカー活用事業	4
4. スクールソーシャルワーカーの職務内容	5

#### II スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について

1. 学校における効果的な活用	8
2. 県内のスクールソーシャルワーカーの訪問要請について	10

#### III スクールソーシャルワーカーを活用したい事例

事例について、事例A、B	11
事例C、D、E	12
事例F、G、H	13

#### IV テーマ別にみたスクールソーシャルワーカーの活用

1. 家庭環境	14
2. 貧困問題	16
3. 児童虐待	18
4. 暴力行為、非行、問題行動	20
5. 不登校	22
6. 外国につながりがある場合	24
7. 発達障害	26
8. その他の問題	28

#### コラム

- ①ウェルビーイング (P4) ②要保護児童対策地域協議会 (要対協) (P7)
- ③ドメスティックバイオレンス (DV) (P14) ④ヤングケアラー (P16)
- ⑤教員から I (P20) ⑥教育機会確保法と不登校児童生徒への支援の在り方 (P23)
- ⑦児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約) (P25)
- ⑧合理的配慮 (P26) ⑨教員から II (P28)

参考文献 あとがき	30
-----------	----

\*本書ではスクールソーシャルワーカーを「SSWer」と記しています。

## I スクールソーシャルワーカーとは

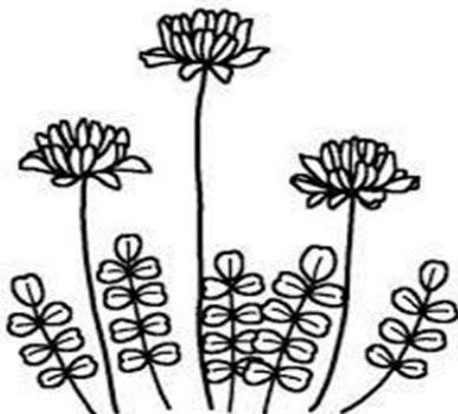
### 1 スクールソーシャルワーカーを知っていますか？

学校において、子どもたちが抱える問題への対応を考える場合、子ども本人に対する働きかけだけでは問題の解決が難しいことがあります。また、保護者に連絡をしてもなかなか話が進展しなかったり、連絡も取りにくかったりすることがあります。

背景には様々な事情があることが考えられます。その家庭はひとり親で、母親が複数の仕事をしていて、子どもの世話をする余裕がないのかもしれませんが。また、家族に病気や障害がある方がいて、誰も子どもの面倒を見る人がなく、学校を欠席するようになったのかもしれませんが。あるいは、もしかすると子どもが虐待を受けているのかもしれませんが。

スクールソーシャルワーカーは、子どもの生活面に着目します。子どもとその家族を支援する方法を、子ども本人の意向を尊重しながら一緒に考えていきます。学校が対応に困っている場合には、先生方と共に子どもや保護者へどのようなアプローチをしたらよいか相談したり、学校に来られない子どもと保護者がある場合には、家庭訪問など学校以外の場所で面談する方法を工夫したりします。

その家庭に役立つような、公的、あるいは民間のさまざまな情報を集め、利用しやすいように紹介できます。また、経済的な困難がある場合には、その家庭が利用可能な経済的な支援制度を紹介し、手続きに関する協力もできます。また、緊急にフードバンクや各種サービスを紹介することもあります。子どもの勉強が遅れてしまっている場合や、進学したいけれど経済的に塾には行けない場合などには、無料の学習教室などの民間の団体を紹介することもあります。



困難を抱えている子どもとその家族を、子どもを中心にして支援する専門職、それがスクールソーシャルワーカーです。

## 2 ソーシャルワークとソーシャルワーカー



ソーシャルワークとは、あらゆる人々が、生活する上で様々な困難に出会ったり、不利な立場となったりした場合、福祉制度や福祉サービスを利用するなどして、本人自らが困難に対処する能力を高められるように支援をすることです。(P.7:コラム①ウェルビーイング)

それを担う専門職の総称が「ソーシャルワーカー」です。主な国家資格は、社会福祉士や精神保健福祉士です。

### コラム① ウェルビーイング Well-being 「良好な状態」

ソーシャルワークが目標としている、「人が、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にある」ことを意味します。

1946年世界保健機関(WHO)憲章草案において「健康」を定義する記述の中に「良好な状態(well-being)」として用いられたのがはじまりです。

それまでの社会的弱者のみを対象としてきた、救貧的で慈恵的な古い福祉観から転換し、ソーシャルワークは、最低限度の生活保障だけではなく、人間的に豊かな生活を実現し、人権を保障するために多様な支援を行うという目標を掲げました。

## 3 スクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカーが、わが国で公教育に正式に導入されたのは、平成20年の文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」からです。

21世紀に入る頃から、子どもに関する問題は多様化、深刻化しました。不登校の増加、いじめ、非行、校内暴力、そして児童虐待などです。児童福祉法及び児童虐待防止法の2つの法律では、学校及び教職員が虐待を発見した際の早期の通告義務が定められています。また、児童福祉法で規定された要保護児童対策地域協議会(P.7:コラム②要保護児童対策地域協議会)においては、学校、市町村教育委員会が、構成機関となることが想定されています。

文部科学省が調査研究を行い、全国で「スクールソーシャルワーカー活用事業」が展開された後、スクールソーシャルワーカーは教育・福祉の子ども関連施策のなかで様々な位置づけられてきました。

そして、文部科学省は「スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家」と定義しています（平成22年、生徒指導提要）。

平成29年4月に学校教育法施行規則が改正され、スクールカウンセラーとともに、学校の中で身分が法的に位置づけられました。

#### 学校教育法施行規則

第65条の2 スクールカウンセラーは小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

（中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用）

## 4 スクールソーシャルワーカーの職務内容

スクールソーシャルワーカーの職務内容として、以下があげられます。（図1）

- (1) 児童生徒本人への相談支援（面談・家庭訪問・電話等）、また、保護者への相談支援（面談・家庭訪問・電話等）を行います。
- (2) 学校内での児童生徒の問題について、情報交換、課題分析（見立て・アセスメント）、具体的な支援や役割分担などの構築（プランニング）を行います。

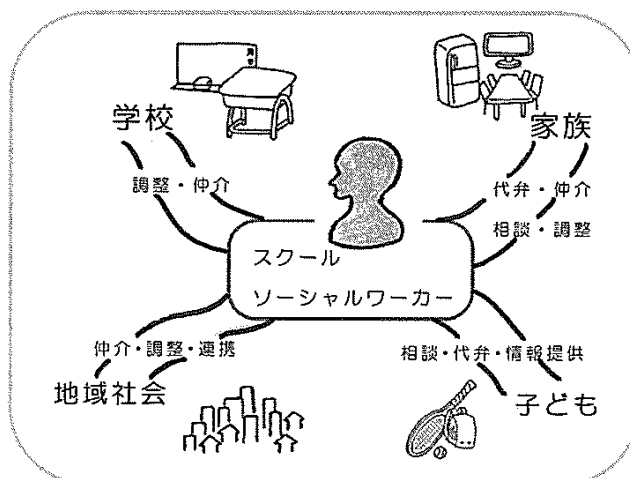


図1 スクールソーシャルワーカーの職務

(3) 校内支援チーム体制の構成員（例、管理職、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）となり、ケース会議に参加します。（P.9:表1参照）

(4) 関係機関等と連携をして情報を共有し、支援の構築を行います。  
（P.9:表2参照）

スクールソーシャルワーカーは、地方公務員法により守秘義務を負います。有資格者は社会福祉士、精神保健福祉士としての守秘義務もあります。教職員や関係機関と協働し、集団守秘義務を負います。



表1 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー

学校における教育相談に関する資料（2015）を一部改変

名称	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
人材	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者
主な資格	公認心理師、臨床心理士、精神科医 等	社会福祉士、精神保健福祉士 等
手法	カウンセリング（子どもの心のケア）	ソーシャルワーク（子どもが置かれた環境（家庭、友人関係等）への働きかけ）
配置	学校、教育委員会 等	教育委員会、学校 等
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個々の児童生徒へのカウンセリング</li> <li>② 児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言</li> <li>③ 事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア</li> <li>④ 教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動</li> <li>⑤ 教員との協力の下、子どもの心理的問題への予防的対応（ストレスチェック等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭環境や地域ボランティア団体への働きかけ</li> <li>② 個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整</li> <li>③ 要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働</li> <li>④ 教職員等への福祉制度の仕組みや活動等に関する研修活動</li> </ul>

監修者作成

## コラム② 要保護児童対策地域協議会（要対協）

児童福祉法に基づいて市町村が設置する機関です。支援対象児童(下記)を早期発見し適切な保護を図るために、関係機関が子ども等に関する情報や考え方を共有し、連携して対応することを目的としています。支援対象者は、虐待を受けた子どもに限られず、居所不明児童、ヤングケアラー、非行児童等も含まれます。

### 支援対象児童

- 要保護児童・・・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
- 要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- 特定妊婦・・・出産前から支援が必要と認められる妊婦

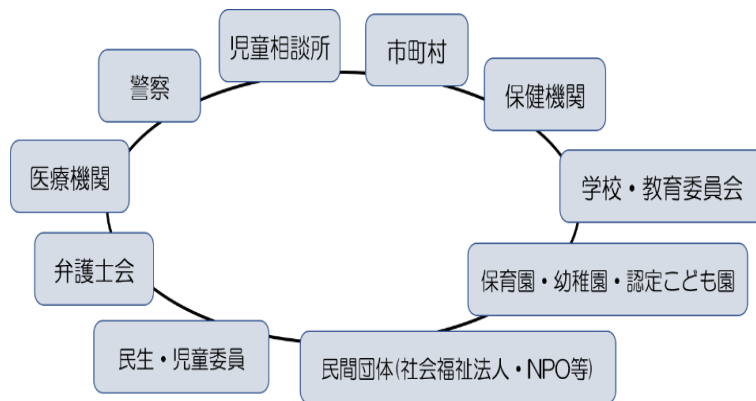


図2 要対協を構成する機関（例）

要対協は、その構成機関に対して守秘義務を課すとともに、関係機関に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます（児童福祉法第25条の3）。（図2）

これにより、守秘義務を課される機関の職員も義務違反を問われることなく、要対協の中で情報を共有できます。

教育委員会と学校は要対協の構成機関として想定されています。実務者会議には教育委員会から指導主事やスクールソーシャルワーカーが出席し、定期的に情報のやりとりをしてケースの進行管理を行います。また個別ケース検討会議が開かれる場合には、学校からも担当する教員が参加して支援計画の策定と実行に参画します。（図3）

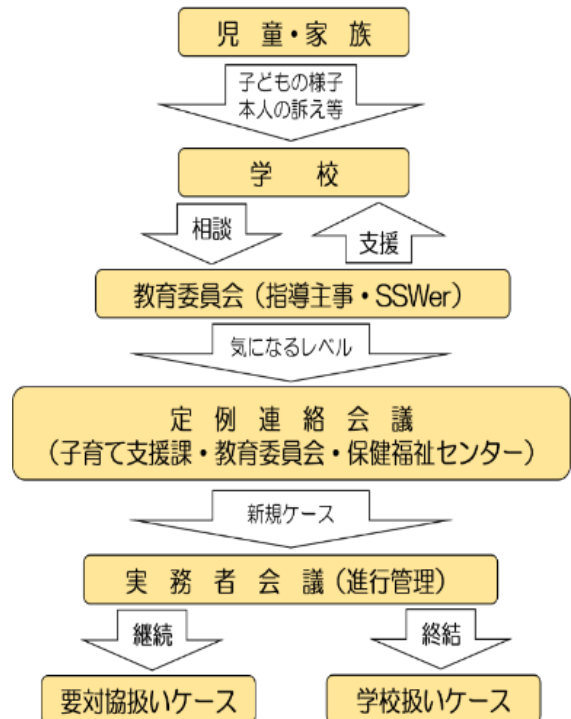


図3 ケースの流れ（例）



## Ⅱ スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について

### 1 学校における効果的な活用

学校内において、スクールソーシャルワーカーと協働を図るためには、教育相談部等、校内の教育相談体制を整備し、それを利用して校内支援チーム体制を構築することが、効率的・効果的です。

児童生徒の問題行動等には、より良い問題解決の方法を見出すため、教職員が1人で対応するよりも、チームとして連携し、多様な視点から対応します。また、これは教職員の精神的負担軽減にもつながります。（[ページ下:図4参照](#)）

また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは勤務日が少ない場合であってもそれを重ねることによって、福祉職、心理職の専門性を生かすことができます。

専門性を生かすためには、専門職がその役割のみを分担するというにとどまらず、チーム内で役割が重なる部分を丁寧にすり合わせ、児童生徒の問題についての共通理解を深めることが大切です。それによって、専門職同士の役割の理解も進み、児童生徒の支援に対しより大きなチーム力を発揮できるようになります。

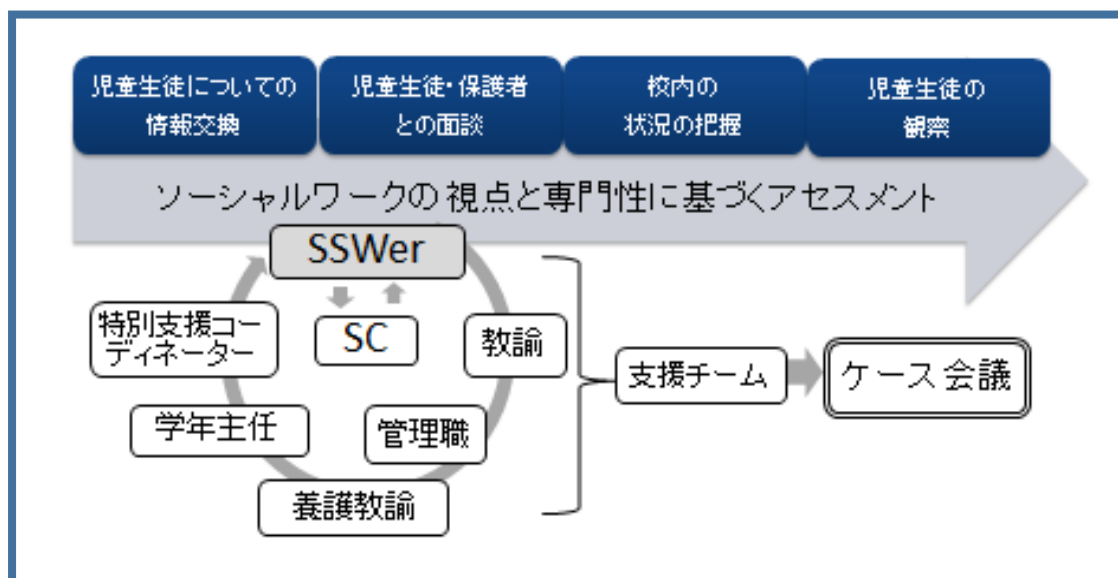


図4 校内でのスクールソーシャルワーク（例）

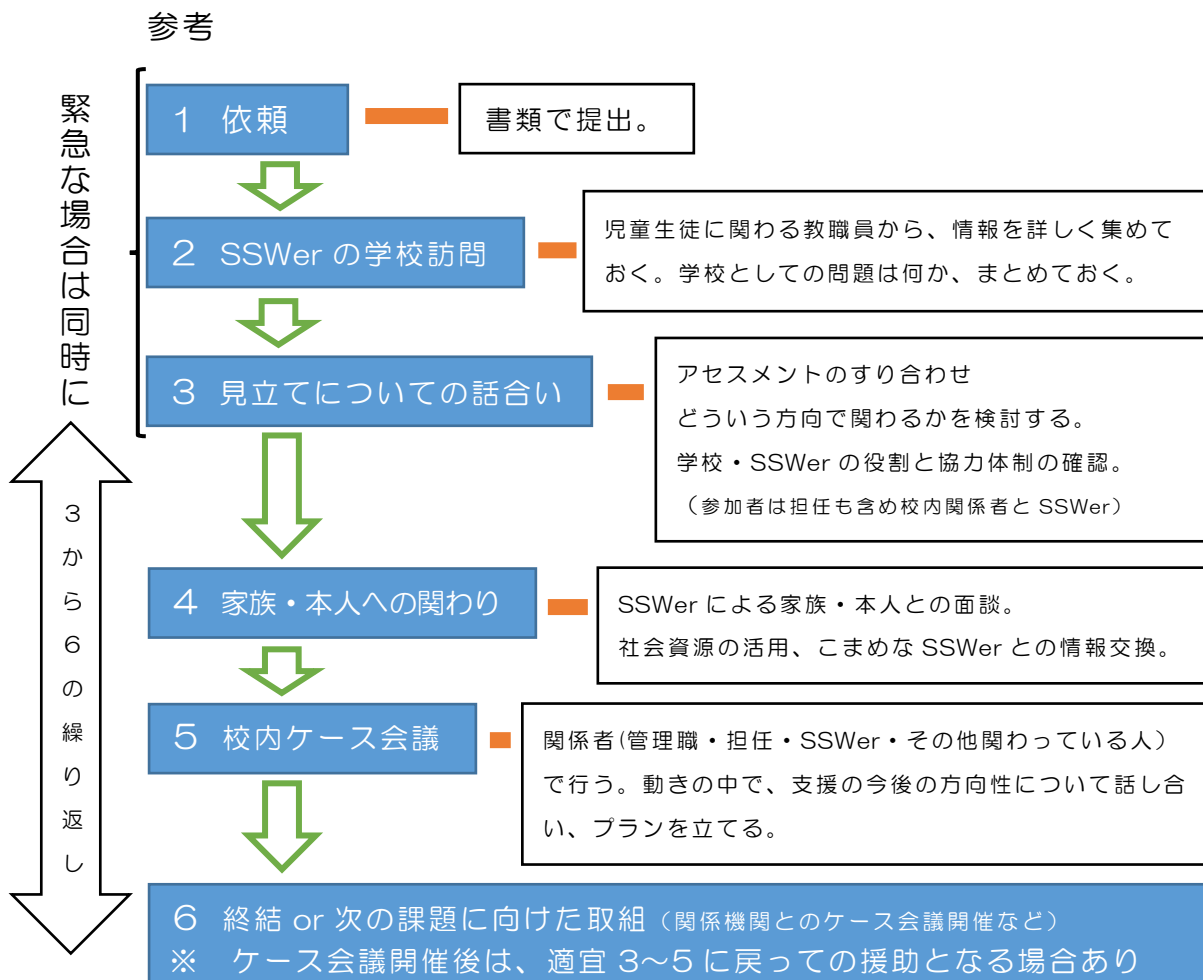


図5 スクールソーシャルワーカー活用フローチャート(例)

表2 子どもや保護者が関係する機関(一部、人や機能を含む)の例

公共団体	教育	福祉	警察・司法	保健・医療	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村行政(要保護児童対策地域協議会等)</li> <li>福祉部局等(母子保健・障害等)</li> <li>青少年福祉センター等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(当該学校以外の)小中学校・高等学校</li> <li>特別支援学校</li> <li>教育委員会</li> <li>教育事務所</li> <li>適応指導教室</li> <li>教育センター(教育相談)</li> <li>幼稚園</li> <li>公民館</li> <li>図書館</li> <li>社会教育団体</li> <li>PTA等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所</li> <li>福祉事務所</li> <li>家庭児童相談室</li> <li>保育所</li> <li>認定こども園</li> <li>民生・児童委員/主任児童委員</li> <li>社会福祉協議会</li> <li>障害児者生活支援センター</li> <li>障害児施設</li> <li>児童養護施設</li> <li>自立支援施設</li> <li>母子生活支援施設</li> <li>男女参画センター</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>子育て世代包括支援センター</li> <li>児童発達支援センター</li> <li>放課後等デイサービス</li> <li>学童保育</li> <li>児童館等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察</li> <li>家庭裁判所</li> <li>少年鑑別所</li> <li>保護観察所</li> <li>保護司</li> <li>法テラス</li> <li>弁護士会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所</li> <li>保健センター</li> <li>精神保健福祉センター</li> <li>各種医療機関(児童精神科等)</li> <li>医師会</li> <li>歯科医師会</li> <li>看護師会</li> <li>(民間の)カウンセリングルーム等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO団体(フリースクール、学習支援、子育て支援、生活困窮者自立支援、ひとり親支援、子育てひろば、子ども食堂等)</li> <li>地域若者サポートステーション</li> <li>ひきこもり支援センター</li> <li>青少年育成団体</li> <li>民間シェルター</li> <li>町内会、自治会</li> <li>ハローワーク</li> <li>企業(放課後等デイサービス、アフタースクール等)</li> <li>地域子育て支援拠点等</li> </ul>

図5・表2 監修者作成

## 2 県内のスクールソーシャルワーカーの訪問要請について (令和元年度の場合)

県内では、市町村立学校及び県立学校のすべてが、以下のように、スクールソーシャルワーカーの訪問要請をすることができます。

また、県内のすべてのスクールソーシャルワーカーは、県教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーのスーパーバイズを受けることができます。※

※ 政令指定都市及び中核市の市立学校については、各市が独自にスクールソーシャルワーカー活用事業を行っています。

### (1) 市町村立学校の場合



市町村立学校は、市町村教育委員会に訪問要請します。配置場所等は市町村によって様々です。各教育委員会にお問い合わせください。

### (2) 県立学校（定時制高校を除く）の場合



県立学校（定時制高校を除く）は、各教育事務所に訪問要請します。担当地域は令和元年度のものです。

表3 『令和元年度 教育事務所配置のスクールソーシャルワーカー訪問要請及び担当地域』

南部教育事務所	川口市、蕨市、戸田市、上尾市、伊奈町、さいたま市
西部教育事務所	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、朝霞市、志木市、新座市、和光市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、越生町、東松山市、鳩山町、毛呂山町、川島町、嵐山町
北部教育事務所	熊谷市、本庄市、深谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、北本市、桶川市、寄居町、秩父市、小鹿野町、皆野町、滑川町、小川町
東部教育事務所	春日部市、越谷市、草加市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

### (3) 県立定時制高校の場合



『令和元年度 スクールソーシャルワーカー配置校（定時制）』久喜高校、川越工業高校、大宮中央高校、吉川美南高校、狭山緑陽高校、戸田翔陽高校、吹上秋桜高校、羽生高校

配置校以外の県立定時制高校は、訪問要請する配置校が決まっていますので、その配置校に訪問要請します。

### Ⅲ スクールソーシャルワーカーを活用したい事例

これから例示するのはいずれもスクールソーシャルワーカーの活用が考えられる事例です。

事例において起きている事柄は複雑で、一見ただけでは分かりにくいですが、子どもたちはいくつもの困難を重複して抱えています。表面に表れてきたことだけでなく、背景にある困難に気付くことが大切です。SSWerは、子どもや家族を理解し、状況を分析することによって、からみあった困難を解きほぐしていきます。

#### みなさんの学校に、このような子どもたちはいませんか？

※事例は次章のテーマのインデックスになっています。事例の下にある🔗に示す「Ⅳ テーマ別 スクールソーシャルワーカー活用」のページをご覧ください。

#### 事例A 学習の態勢が整わず、暴言や暴力がある児童

Aは毎日登校してくるが、忘れ物が多い。朝から空腹を訴え給食のおかわりを欲しがる。落ち着いて学習に取り組めず、学力は低い。パニックになると暴言を吐き、教室を飛び出す。教員や級友に殴りかかり、物を投げるなど乱暴な行動もある。

学校はAの保護者に電話をするが、つながりにくく、家庭訪問しても対応してもらえない。Aの話では、時々電気が止まる。父は怪我で仕事を休んでいて、母も病院通い。父母は借金のことでも度々けんかするという。

🔗P.14:家庭環境 🔗P.16:貧困

🔗P.20:暴力行為・非行・問題行動 🔗P.26:発達障害

#### 事例B 急に不登校になり、心身の状態が心配な児童

Bは2か月前に転校してきたが、ここ3週間近く欠席が続いている。最初は体調不良との連絡があったが、しだいに学校からの電話に折り返さなくなった。訪問しての置手紙にも反応がなく、Bの様子は分からない。教室では表情が暗く、ぼーっとしていることが多かった。

前籍校からの情報では、Bは欠席なく登校していたものの、父母間にDV(🔗P.14:コラム③ドメスティックバイオレンス)があった。警察と児童相談所が家庭にかかわっていた。その後両親は離婚し、母はBと弟妹を連れて転居したという。

🔗P.22:不登校 🔗P.14:家庭環境

🔗P.18:児童虐待(心理的虐待) 🔗P.29:その他(心身の健康)

### 事例C 子どもだけで過ごす時間が長い多子家庭

Cには中学生から幼児まで5人のきょうだいがいる。どの子ども遅刻が多く、連絡なく欠席する日もある。季節外れの汚れた服を着ていて、身体や髪が臭うことがある。宿題や提出物の遅れ、教材費などの滞納がある。保護者は母1人で、連絡がとりにくい。

Cの話では、母は3つの仕事を掛け持ちしていて、昼も夜も不在がちだという。隣町に祖母がいるが、家事や幼い弟妹の世話は年長の子供が担当している。(☞P.16:コラム④ヤングケアラー) 食事はお金をもらいコンビニの惣菜で済ませることが多い。お金がないときは菓子などを食べている。

☞P.14:家庭環境 ☞P.16:貧困

☞P.18:児童虐待(ネグレクト)

### 事例D 家出や自殺念慮が懸念される生徒

Dは繰り返し家出をする。SNSで知り合った遠方の男性に会いに行き、警察に保護された。昨年度いじめを受けていたことがあり、今のクラスにもなじめず、学習が遅れている。腹痛を訴えてときどき保健室に来る。最近、養護教諭に「生きていてもしょうがない」と話し、リストカットをしていると告白した。

保護者が祖父であること以外、家族構成等は分からない。Dの話では、親族でない外国籍の女性とその子どもと一緒に住んでいるようだ。

☞P.29:その他(心身の健康) ☞P.14:家庭環境

☞P.20:暴力行為・非行・問題行動(家出)

### 事例E 親からの体罰があり学校や家で盗みをする児童

Eは身体に傷やあざを作っている。当初Eは父に殴られたと話したが親には言わないでほしいと懇願した。その後も時々新しいあざを作り、聞くと「転んだ」と言う。教室で物やお金の盗難が起きた際にEが疑われたが、「知らない」と言い通した。

学校が母に聞いたところ、Eはときどき家のお金を盗るので困っていると言う。注意しても言い訳や嘘が多い。反省を促すため、父は体罰をする。痛い思いをさせるのは躰であり、Eも自分が悪いと承知しているはずだと話した。

☞P.18:児童虐待(身体的虐待)

☞P.20:暴力行為・非行・問題行動(盗み)

### 事例F 療育等を受けないまま高校生になった発達障害のある生徒

Fは小学校に入学してすぐ、学校から受診を勧められ、発達障害の診断を受けた。その後両親はDVで離婚、子を引き取った母親は職場のリストラ、実家の破産など、経済的に追い込まれ、Fは通院できず療育も受けなかった。中学校では友人とのトラブルや、いじめ、不登校を経験した後、定時制高校に入学。極めて学力が低く、問題行動も多かったが、学校側の丁寧な対応で登校を続けられた。しかし、卒業を前に就職したくないと言い出し、母親も学校も困ってしまった。

☞P.26:発達障害 ☞P.16:貧困

☞P.22:不登校 ☞P.28:その他(いじめ)

### 事例G 外国にルーツがあり、中学校に進んでから欠席が増えた生徒

Gは外国で生まれ、来日して数年経つ。会話には困らないが、進級するにつれて学習についていけなくなった。日本語能力の問題か発達障害によるものか分からない。欠席が増えてきて、学校は今後のことを保護者と相談したいが連絡が取りにくい。

Gからの話では、勉強は苦手だが学校は好き。両親は仕事で忙しく子どもの学習には無関心らしい。介護が必要な家族の世話、通院時の通訳などを頼まれるために学校を欠席しているが、本当は部活動もしたいし、高校に進学したいと言う。

☞P.24:外国とつながり ☞P.18:児童虐待(ネグレクト)

☞P.22:不登校 ☞P.26:発達障害

### 事例H 学校生活からドロップアウトし非行に陥った生徒

Hは他校の生徒とけんかをして相手を大怪我させた。不登校で、校外で知り合った友達や先輩とよく遊んでいた。今回その仲間に誘われて集団暴行に加わったようだ。小学生のころ父と離別し、母(外国籍)と弟妹との家庭。小学校の教員によれば、母子家庭になってから経済的には苦しい様子だったが、当時は休まず登校し、家族思いの優しい子だったという。中学校入学後、外見を理由にいじめを受けたのを契機に次第に欠席が増えた。万引きや喫煙での補導歴がある。

☞P.20:暴力行為・非行・問題行動 ☞P.24:外国とつながり

☞P.22:不登校 ☞P.28:その他(いじめ) ☞P.16:貧困

## Ⅳ テーマ別 スクールソーシャルワーカーの活用

### 1. 家庭環境

#### 〈 困難な家庭で育つ子ども 〉

落ち着いて学校生活を送れない子どもたちの家庭内には、様々な困難がある場合があります。親が病気である、障害のあるきょうだいがいる、両親の間にDVがある、別居や離婚を経験したなど。こうした困難は、子どもの生活や行動に影響を及ぼします。(『P.28:コラム⑨教師の目からⅡ』)

事例CやGのように親たちに代わって家族の世話を引き受けている子どもは、学習や遊びといった子ども本来の生活を送る権利が奪われています。(『P.16:コラム④ヤングケアラー』)

事例AやBのように通常の方法での連絡が家庭に伝わりにくい、非協力的だと感じられた場合、家庭環境に何かあると気づかれます。

#### 学校・・・ 家庭に何か困難があるかもしれないと気づいたら

学校としてどこまで家庭の問題に入っていけるか、迷うこともあると思いますが、様子見をしていると本格的な不登校になったり、問題行動が深刻化したりしかねません。SSWerがかかわることで、福祉の視点で状況を把握することが可能になります。

困難を引き起こす問題は1つとは限りません。家庭は家族の病気と借金、介護とDVなど複数の出来事を同時に抱えることがあります。そうしたとき、子どもと保護者だけでなく、きょうだい、祖父母など家族全体を見て、場合によっては生活環境にも視野を広げて問題を解きほぐしていくことが必要になってきます。

#### コラム③ ドメスティックバイオレンス(DV)

夫婦、恋人同士など親しい間柄の間で起こる暴力のこと。直接の暴力行為だけでなく、物に当たる、相手を貶める暴言を吐く、行動の監視と制限、生活費を渡さないといった言動も含まれます。背景には相手への支配とコントロールがあります。いったんそうした関係に陥ると、DVを受けている側は自尊感情を奪われ、自分が悪いからだと思ひこみ、相手を怒らせないよう気遣って生活しがちです。

子どもの前での暴力や暴言は面前DVと呼ばれて、児童虐待の一つ(心理的虐待)です。子どもの脳にも重大な影響を及ぼすと言われていています。

家庭内でDVを目撃して育つ子どもは、そうした人間関係を学習してしまうことがあります。

### 学校・・・校内体制作り～会議にSSWerを加える

子どもの様々な課題に対応するためには、その行動の背景にある生活や家庭環境の事情を総合的に把握することが必要です。

校内ケース会議を開き、子どもの生活歴や現在の家庭状況について情報を集約し、どのような支援が必要か話し合います。その際スクールカウンセラー（以下「SC」と記します）や養護教諭に加え、SSWerが入ることにより、対応策や連携先を、子どもをとりまく環境全体に視野を広げたものにすることができます。

### SSWer・・・家庭を支援するさまざまな機関につながるように

様々な機関が家庭環境の問題を扱っています。家族支援を行う専門機関（児童相談所、市町村児童福祉担当課）をはじめとして、療養や介護に関する問題、障害福祉に関する問題、経済的な問題、借金や離婚など法的な問題など、それぞれ専門に扱う機関があり支援担当者があります。（☞P.9:表2 子どもや保護者が関係する機関）

SSWerは、保護者との信頼関係を作り、家庭で困っていることを一緒に考え、相談や支援をしてくれる人や場所があることを案内します。保護者や子ども本人の了解があれば、SSWerはそれらの機関に情報提供をし、必要があれば窓口にも一緒に行くこともあります。

支援が必要な家庭であれば、要保護児童対策地域協議会（☞P.7:コラム②）を通じて、学校と関係機関がつながり合うこともできます。

SSWerの持つ外部機関との媒介機能も活用して、学校が子どもの最善の利益を守るプラットフォーム※になってほしいものです。

※拠点。P16「学校はプラットフォーム」を参照してください。

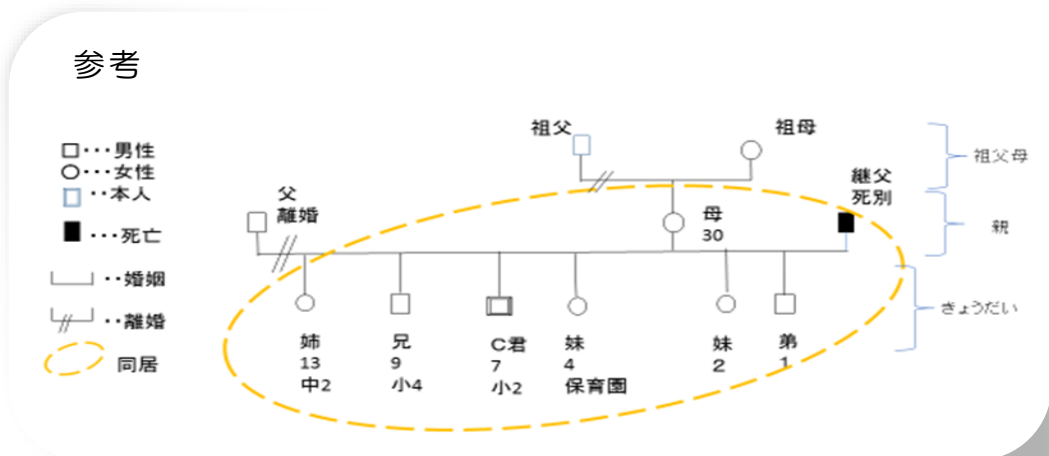


図6 ジェノグラム（家族関係図）

ジェノグラムは、家族の歴史、世代、家族の現在を図によって視覚化したものです。事例Cの家族をジェノグラムで表しました。数字は年齢です。



## 2. 貧困問題

### 〈 生活困窮は失意を生み、将来が見えなくなる 〉

学校では事例AやCのように、学習用具がそろわず宿題をやってこないといった学習面の課題や、清潔が保たれず食事も不規則であるといった生活面の心配を通して、子どもの貧困に気づくことができます。

子どもは家庭の困窮を知り、多くをあきらめます。修学旅行や校外学習への参加、部活動用品の購入、同級生が持っているスマートフォンやゲーム機の所持・・・失意を抱えて育ちます。困難は、高学年になるほど増していきます。家計を助けるアルバイトに忙しく学校に足が向かなくなる場合や、事例Hのように非行に至る場合もあります。

また、日常生活で達成感を得られないことが自己評価の低下にもつながり、将来に対しても夢を持ちにくくなります。

生活困窮の中にある子どもや家庭は孤立しがちです。同情されたくないし、助けてもらえんと思っと思っています。子どもが起こす問題行動が、SOSのわずかなサインである場合もあります。

### 〈 学校はプラットフォーム 〉

貧困は子どもから、遊んだり学んだりする権利を奪い、あたりまえの生活、健康、発達に影を落とします。そして連鎖する貧困は、大人になってからの生活に不利を抱えさせ、子から子へと次世代の貧困につながっていきます。

学校は、「子供の貧困対策大綱」において、「子供の貧困対策のプラットフォーム」と定められました。貧困状態にある子どもやその家庭への支援拠点として機能することが期待されています。

文献

内閣府、文部科学省、厚生労働省「子供の貧困対策に関する大綱」

2019年11月

### コラム④ ヤングケアラー

本来なら大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子どものことです。

障害、病気、精神疾患のある家族の介護や、年下のきょうだいの世話などをしている子どもは、学校を休みがちになったり、子どもならではの遊びや生活を楽しむことができなったり、ネグレクトや心理的虐待に至る場合があります。

子どもは、自分自身がヤングケアラーであると認識していることは少ないので周りの大人たちの気づきと支援が必要です。

### 学校とSSWer・・・将来をあきらめさせない

SSWerは、学校が貧困問題に気づく契機をもたらします。教員とは別の角度（福祉の視点）から個々の子どもを見ることで、貧困に気づきやすくなります。

遅刻や宿題忘れ、学習への無気力といった問題の裏には、帰宅すると家事や小さい子の世話を忙しい、勉強を見てくれる大人がいないといった事情が隠れているかもしれません。

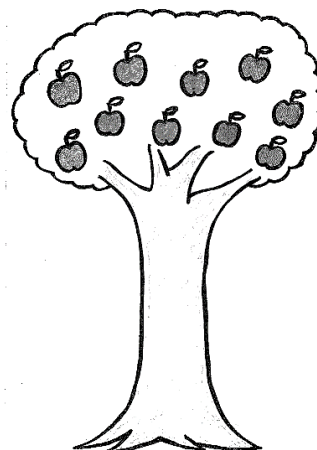
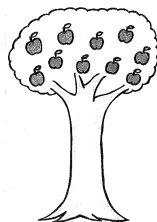
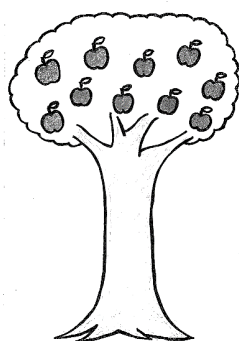
子どもからは、将来をあきらめているような心情が吐露される場合もあります。そのような心情をただ否定したり励ましたりするのではなく、学校での補習など、状況に見合った学習の機会を提供したいものです。

### SSWer・・・社会資源とつなぎ、家族全体を支援

SSWerを媒介として、困窮家庭の子どもを「学習支援」や「子ども食堂」など地域の社会資源につなぐこともできます。そのような支援の中で、子どもは心身の欠乏が満たされ、さまざまな大人と接する機会を得ます。子どもの健全な社会性が育まれることで、保護者にも余裕が生まれ、虐待の予防にもつながります。

さらに、生活基盤が弱い家庭を、SSWerが行政等の担当部署（生活困窮者支援、子育て支援、債務相談など）につなぐことができれば、保護者にも就労支援や手当の受給、サービスの利用といった手だてが選択肢に入ってきます。SSWerは、子どもだけでなく保護者と一緒に家族全体の生活改善を図ります。

貧困問題の重篤化や次世代への連鎖を防ぐための様々な手だてが県内では増えつつありますが、まだ十分ではありません。SSWerは鋭意それらの情報を集めるとともに、地域社会の一員として必要な社会資源を創り出すことにも参加します。



### 3. 児童虐待

#### 〈 学校は虐待に気づくことができる 〉

家庭内の虐待について、学校では発見の機会があります。あざ傷、衛生状態、行動観察などによって身体的虐待やネグレクト（放置）、心理的あるいは性的虐待\*を疑うこともあります。

#### 学校・・・子どもからの聞き取りと、その後の対応

★性的虐待が疑われた場合は、学校として積極的な情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所に通告し、対応の留意点等を確認しましょう。右ページ下に挙げた文献「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」の25ページを参照ください。

子どもは、家庭内のことを正直に話してくれるとは限りません。虐待者を恐れ自分が悪いのだからと信じ込まされて黙っている場合も少なくありません。子どもと信頼関係を作り、この大人なら打ち明けても大丈夫だと思ってもらえる存在になることが大切です。

子どもに聞き取りを行う際、あらかじめSCやSSWerに話して専門的な見地からの意見を聞いておくと、参考になる場合があります。

また、教職員や相談員に対して、子どもは「だれにも言わないで」と言って話してくれることがあります。その気持ちを受け止めつつも、秘密にする約束はせず、「大切なことがらであり、君と家族を援けるためにだれかに相談するかもしれない」と正直に伝えて理解を求めます。

子どもの話や様子で虐待が疑われたときには組織で方針を立て、早急に市町村の虐待対応担当課か児童相談所に情報を届けます。

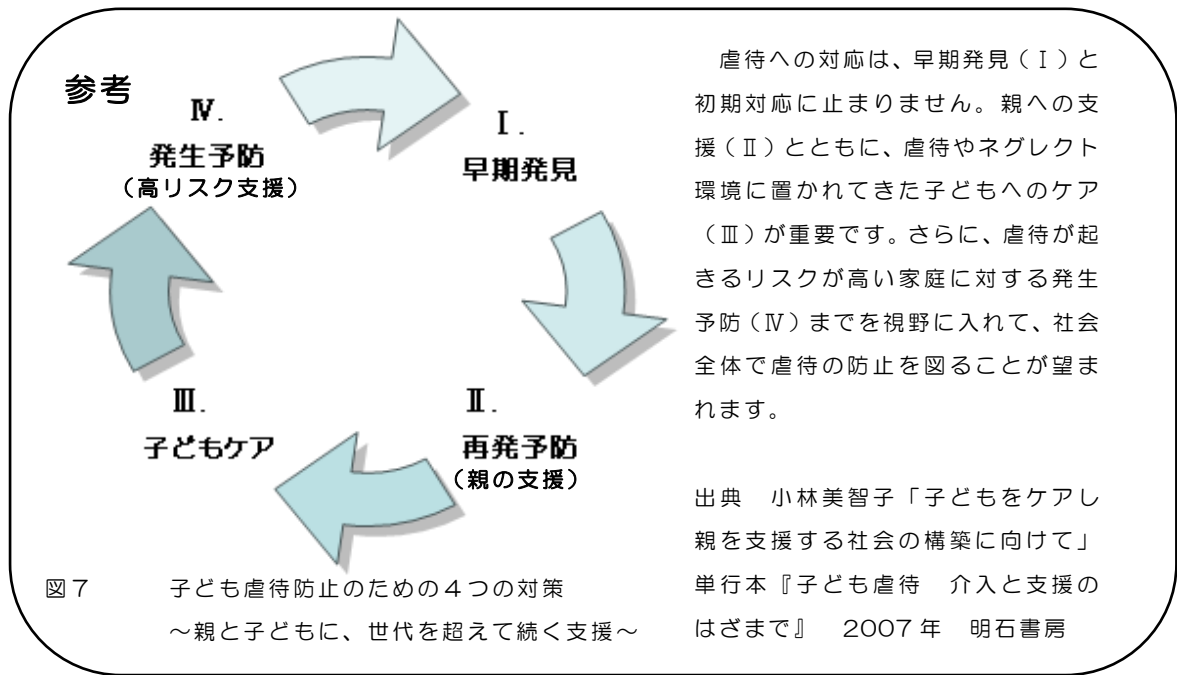
通告を行ったことは秘匿されます。通告元だけでなく、だれがどのような経路で情報を得たか、関係者全員が秘匿しなければなりません。学校は、たとえその子どもの保護者から問われても、子どもから聞いたことなどを保護者に漏らしてはならないのが原則です。

一番大切なのは子どもを守ることです。

#### 学校とSSWer・・・児童相談所等への相談は支援のスタート

虐待が起きてしまう家庭には、支援が必要です。学校から専門機関に情報を伝えて相談することは、家庭に支援を届ける端緒です。それを機に児童相談所や市町村の虐待対応担当課は、関係者から情報を集めて子どもの状況を確認し、保護者に面談する初期対応を行います。その後は必要に応じて関係機関がチームを組んで支援を行います。

学校は、要保護児童対策地域協議会（P.7:コラム②）の一員として関係機関と情報を共有し、登校状況や日々の様子を見ていきます。SSWerは子どもと保護者の状況をアセスメントし、学校が保護者と面談を行う際に同席するなどして、支援のサポートを行います。



**SSWer** …… 学校と連携して子どもと家庭を支える

事例Cや事例Eのような虐待がある場合、SSWerは福祉の視点で見立てをして家庭支援を考え、社会資源を活用して養育の支援や生活困窮への対応をしていきます（P.14:「家庭環境」、P.16:「貧困」参照）。

学校も、他の機関とともに虐待の再発予防と子どものケアを担います。教育相談部会などの校内支援体制にSSWerを加えることで、子どもの変化に気づきやすくなり、ケアの幅が広がるかもしれません。

学校が医療や福祉など、外部の関係機関とチームになって動く際、SSWerは学校と機関との橋渡しをします。学校の役割と実情をふまえ、どの部分を担ったらよいかを明確にするお手伝いをします。

また、SSWerは子どもの権利を守る役割を持ちます。子どもから、何に困っているか、本当はどうしたいかを聞きとり、周囲の大人に分かってもらうようにアドボカイト※をすることがあります。

※アドボカイト（アドボカシー） 自分で権利を主張できるように支援し、代弁すること。  
ソーシャルワークの重要な機能のひとつです。

大事に至る前に虐待をくい止めるためには、校内研修の実施も有効です。子どもの発するSOSに教職員が気づけるように、あるいは子ども自身が困っていると声をあげられるようになるために、SSWerを研修にも活用してください。

文献

文部科学省「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」 2019年5月

## 4. 暴力行為・非行・問題行動

### 〈 外に向かう行動と自分を傷つける行為 〉

暴力行為にもさまざまなものがあります。

事例Aのように発達面の課題がありそうな場合と、事例Hのような非行化の階段を登り詰めて暴力に至る場合とはかなり違います。また同じ非行とくくられる行為でも、事例Eのように家庭のお金の持ち出しや校内で友達の物を盗む行為と、万引や自転車盗といった遊び型非行とでは意味が少し異なります。

事例Dのような家出やリストカット。あるいは大麻や覚せい剤などの薬物乱用といった内向きの問題行動は、自分を傷つけて福祉被害に遭う、依存症に陥りお金をむしり取られる、といったリスクにつながる深刻さを持ちます。

こうした暴力行為や非行は、社会のルールを犯すもので、学校だけで対応することには限界があります。

### 〈 悪いと分かっているけどやってしまう 〉

暴力にせよ家出や薬物乱用にせよ、子どもは悪い事であることは承知しています。それでも自分から止めることができず、そうした行為に及ぶのではないのでしょうか。家庭や生活環境に困難を抱えて、「自分は大切な存在である」と確信できない子どもは、周りの人のことも大切にできないし、社会のルールを破ることに痛みがありません。

また、発達特性をもつために学校のさまざまなルールに従うことが困難で、本人なりにがんばっているのに周囲からは認めてもらえず、問題行動ととられるような行為に至ってしまう子どももいます。

### コラム⑤ 教師の目から I

ある日突然、Pの保護者が顔にあざを作って学校を訪れました。原因を探るために教員が行った面談がPを傷つけてしまい、Pとは距離ができてしまいました。他にもPは同級生に対しての、あるいは家庭内での暴力行為を続け、対応に困っていました。

この状況の解決の糸口を作ってくれたのがSSWerです。ケース会議に同席してもらってからは、一緒に家庭訪問をしたり、定期的に家庭の状況を報告してもらったりしながら、共に本人の周りや、家庭環境の改善を目指しました。

1か月後のケース会議では家庭の経済状況の悪化が話題になり、支援方法を検討しました。SSWerは、Pの家庭が経済的支援を受けるために保護者と行政機関をつなぎ、教員は引き続きPの学校の様子を観察し、信頼関係の構築に努めました。

その後、Pの家庭環境が落ち着いていくとともに、Pの態度も落ち着き、暴力行為も徐々になくなっていきました。

### 学校・・・子どものSOS～子どもが抱えている困難に気付く

子どもの暴力や非行、問題行動の背景に、もしかしたら子どもの生きづらさや環境要因があるかもしれないと気づくことがまず大切です。問題行動に対応する校内体制にSSWerを入れることにより、福祉の視点で子どもを見ることが容易になります。

### SSWer・・・保護者と学校との橋渡しをする

背景に家庭環境の問題があるようなとき、保護者との接触が困難な場合が多いでしょう。逆に保護者から学校への要望が向けられることもあります。子どもの立ち直りのために学校と家庭が協力して対応したいのに、うまくいかない。そうしたときに、SSWerが両者の間に立って橋渡しをします。子どもや保護者が困っていること、伝えたいことを聞き取り、学校にその内容を伝え、共に支援策を考えます。そしてSSWerを含めた学校の関係者が子どもや保護者に支援策を届けます。

### SSWer・・・校外の機関と連携して対応する

暴力や非行が起きたとき、外部機関との関わりについて、現場では迷うことがあるでしょう。

児童虐待や、貧困・社会的孤立が問題行動の背景にある場合、学校だけで問題を解決することは困難です。児童相談所、警察、福祉事務所、保健所といった関係機関と連携して、家庭環境の調整を行うため、学校が諸機関と連携するつなぎ目の役割となるのがSSWerです。

とりわけ自傷行為や事例Eのような窃盗は、保護者や子ども本人が支援を求めているなくても、外部の専門機関が家庭に介入する機会となります。問題行動が子どものSOSである可能性を念頭に、学校が子どもの人権を守るプラットフォームになっていきたいものです。



文献

埼玉県教育委員会「I's 2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」

2019年3月

## 5. 不登校

### 〈 背景にはさまざまな要因がある 〉

不登校は、どの児童生徒にも起こりうることです。心身の変調、教室内のできごと、行事や学習の負担、家庭環境や経済的事情など、さまざまな要因や背景があります。

事例BのようにDV目撃など家庭での経験が子どもの心に影を落としている場合や、事例C、Gのようなヤングケアラーの状況は、注意して見ないと本人や保護者の努力不足に帰してしまいがちです。

学校は、その要因を見極めて、それぞれに相応しい支援をすることが必要です。

### 学校とSSWer ……不登校になりかかっているときの対応

本格的な不登校になる手前での早期対応が大切ですが、学校側の支援を受けても心配な状況が続くときは、支援の仕方を変えることが必要でしょう。背景に何かありそうだと感じたら話し合ってみます。

校内会議で子どもの日常の背景にある生活要因を見るにあたり、SCやSSWerを加えることで、不登校の背景要因を幅広く見ることができます。そうして得たアセスメントに基づいて、どのように支援していくかの方策を関係者で立てていきます。

その輪の中に子ども自身や保護者を加えることができれば、なお良いでしょう。

できないことや欠点ばかりに目が向きがちですが、自分の気持ちを表現することができるか、学習の遅れはあっても創作活動は得意であるなど、子どもの持つストレンクス※に着目します。

※ストレンクス～強み。成長への可能性。ソーシャルワーカーは、その人の持つストレンクスに焦点を当てて支援していきます。

### 学校とSSWer ……これからのことを、子どもと一緒に考える

子どもの心情を聞き取るとともに保護者の話も聞き、子どもが何に困っているか、どうしたいか一緒に考えます。すぐ教室に戻ることを子どもが望まないのであれば、しばらく休むこと、別室や相談室への登校、教育支援センター（適応指導教室）をはじめとする多様な学習機会があることを示します。

SSWerは教員と一緒に家庭訪問を行い、子どもの心情や家庭の状況を把握します。

### SSWer …… 学校と家庭との橋渡し

不登校になると、保護者が学校に対して複雑な心情を持ち、教員とのコミュニケーションが円滑に進まなくなることもめずらしくありません。そうした際に、SSWer は学校と家庭との間に入って橋渡しをします。仲介者として SSWer が間に立つことで、信頼関係を作りなおすことができる場合があります。

### SSWer …… 「子どもの居場所」など校外の社会資源へのつなぎ

SSWer は、教育支援センター等をはじめとして、校外の学習機会、居場所について情報を持っています。子どもや保護者が望めばそれらの説明をし、子どもと保護者が当面の方針を考える際に参考にしてもらいます。

ヤングケアラーなど、登校したい気持ちはあるものの家庭事情によって登校できない場合、弟妹の保育園や学童保育利用などによって子どもの負担が軽くなります。SSWer は保護者に働きかけてその利用等を促します。また事例 C のように貧困や家庭事情により不登校が起きている場合には、家庭を支援するさまざまな機関につながるよう家庭環境への働きかけを行います。(☞ P.15: 「家庭環境」参照)

## コラム⑥ 教育機会確保法と不登校児童生徒への支援の在り方

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律（教育機会確保法）が平成 28 年に公布されました。この法は「児童生徒が安心して教育を受けられるよう学校における環境の整備」や「個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援」を基本理念とします。これを受けて文部科学省は 29 年 3 月に基本指針を決定、同時に学習指導要領が改訂されて「不登校児童（生徒）への配慮」が新たに記載されました。

また、令和元年 10 月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」(☞ 下記参考) が出されました。本通知は「教育機会確保法」や「基本指針」に即し、過去の不登校対策に関する通知について改めて整理をし、まとめたものです。

適切な教育機会を得られるように、個々の状況に応じた支援で児童生徒の社会的自立を目指し、休養の必要性を踏まえるとともに、教育支援センター(適応指導教室等)への通所をはじめ、民間施設の利用、自宅における ICT 学習等も教育機会の多様性に含まれることになりました。

#### 参考

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」2016 年 12 月  
文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」2019 年 10 月



## 6. 外国につながるのある場合

### 〈 外国につながる子どもたちの姿 〉

外国につながりがある児童生徒が増えています。出身地や使用する言語、文化、日本で学ぶに至る経緯は多様です。その中には母国で十分な学習機会を得られなかった子どももいます。

外国にルーツをもっている子どもたちの多くは卒業後も日本にとどまりますが、社会の中で居場所を得て定着するには困難があります。学校にいる間に基礎学力と社会性を獲得し、進路指導を適切に行うことが求められます。

学校は家庭とのコミュニケーションに苦労します。連絡が届きにくい、文化の違いから学校行事等に理解が得られない、子どものことで保護者に協力を求めても応えてもらえないなど。一方で、保護者は子どものことで不安や要望があっても学校にうまく伝えられない場合があります。また、事例Hのように小学校で把握していた家庭状況が中学校に引き継がれず、いじめや問題行動が起き深刻化するといったこともあるかもしれません。

子どもに寄り添って、家庭支援への方策を立てる必要があります。

#### **学校**・・・校内体制を整え、外からの力も借りる

学校はまず、子どもの背景と現状を把握します。子どもの教育歴、生活環境、家庭環境を踏まえてどのような手だてが必要かを見きわめ、個々の子どもに即した対応を行います。

学校の中だけでは支援の担い手や手だてが不足する場合は、教育委員会から人的資源や情報の提供を得ることも検討します。SSWerを通じて地域にある大学や支援団体などと連携できると、子どもの学校生活は豊かになるでしょう。

#### **SSWer**・・・家庭に出かけていき、必要な支援を届ける

SSWerを活用することにより、家庭訪問等により生活歴や家庭環境に関する情報を多角的に把握できます。修学に関する課題だけでなく、生活困窮や就労など家庭全体の困難が見えることがあります。

外国にルーツをもつ家庭は孤立しやすく、SOSを出しにくいと言われるかもしれません。悩みがあっても相談先が分からず放置されがちです。SSWerはそうした家庭に対し、福祉の専門を生かして公的な相談支援先に関する情報を案内することができます。窓口に同行し、サービス利用の手続きを取るところまで支援します。また、外国にルーツ

をもつ子どもたち同士が集まる居場所や支援団体など、地域の情報を提供することができるかもしれません。

### 〈 不就学への支援 〉

子どもは教育を受ける権利を持ちます。外国籍の子どもの保護者には日本の学校への就学義務はありませんが、保護者が希望すれば学校はその子どもを入学させ、その子にふさわしい初等教育を無償で受けさせなければなりません。

学齢に達しながら不就学の子どもに対しては、学校で年齢相応の教育を受ける機会が与えられるように、行政、教育委員会、保護者に働きかけていくことが望まれます。その働きに SSWer も加わることで、「子どもの最善の利益」を図るお手伝いができると思います。

#### コラム⑦ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年に国連で採択された国際条約。日本は1994年に批准しました。この条約は、どんな子どもも差別されず、子どもの最善の利益を考慮して以下のような権利が確保されることを、締約国に求めます。

##### 1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。  
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

##### 2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。  
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

##### 3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。  
障がいのある子どもや少数民族の子どもはとくに守られることなど。

##### 4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、  
自由な活動をおこなったりできることなど。

（日本ユニセフ協会抄訳）

文献

文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引」

2019年3月

## 7. 発達障害

### 〈 支援を必要とする子どもへの教育 〉

学校には、学習面や行動面において困難がある子どもたちが、どの学級にもいます。障害者の権利条約を受けて国内法が整備され、学校は障害による困難があると判断される子どもに対しては、在籍するすべての学校において適切な指導と必要な支援を行うことになりました。障害者差別解消法は、学校に対して、障害のある子どもたちへの合理的配慮（[ページ下:コラム⑧参照](#)）を求めています。

#### 学校・・・本人、保護者を含めた学校のチーム体制づくり

障害や特性の影響を受けて引き起こされる問題行動や学力不振に対して、学校はそれと気づかないまま、本人の努力不足や家庭の問題に帰して本人を責めてしまうことがあります。子どもは自己評価が低くなり、二次障害が生じることもあります。

当事者は子どもです。可能なら子ども本人、保護者、教員それぞれの実情や思いを語り聞き合う機会がほしいところです。発達検査や医療受診が提案されやすいですし、それが必要な場合もありますが、学校はまず、子どもが何に困っているかを把握し、子どもの学習環境を整えるための方策を検討します。学校での協議にSSWerが加わると、子どもの生活歴や養育環境に着目した対応や、社会資源に関する意見を提供します。

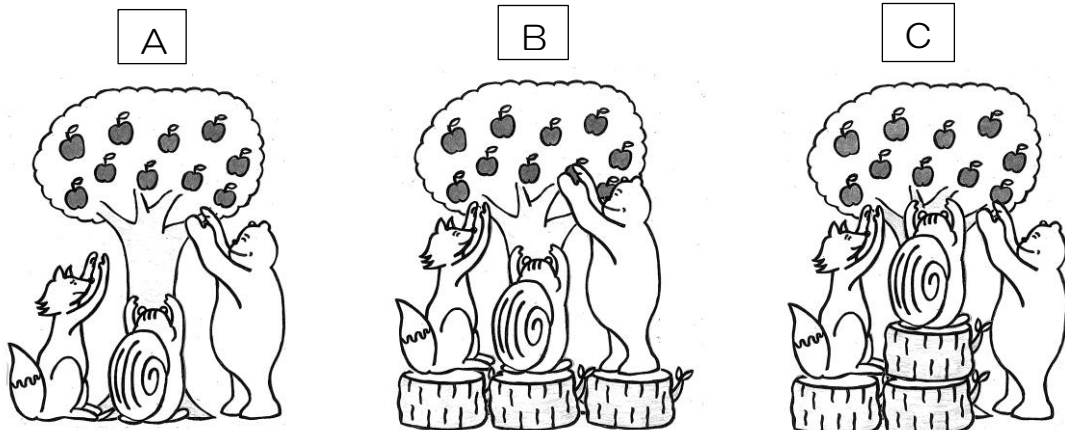
#### コラム⑧ 合理的配慮

三匹の動物が木になっているリンゴを食べようとしています。

**A**は配慮がなされていない状態です。

**B**はそれぞれに切り株が行き渡り、『平等』ではありますが、まだリンゴを食べられない動物がいます。

**C**は合理的配慮がなされ、誰もがリンゴを食べられる『公正』な状態です。



### SSWer …… 保護者と学校の橋渡しをする

障害についての捉え方は保護者によってさまざまです。学校での様子と家庭での姿は違うので、保護者と学校が互いに異なる対応を行ってしまい、子どもへの適切な支援につながらないことも起きます。そのようなとき、SSWerは保護者と学校との橋渡しをして、お互いの困っていることや願いを正確に伝えあえるようにします。

### SSWer …… 支援を受けられるような道筋づくり

SSWerは、本人が医療にかかること、発達検査を受けること、地域の保健師や精神保健福祉士に相談すること、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳取得の手続など社会的支援の案内を行います。

これらの場合、保護者と本人に丁寧に説明して話し合い、本人が納得して先に進むことが何よりも大切です。

### 学校とSSWer …… 一人一人の特性と環境を細やかに見る

発達検査や医療受診により一つの診断名を得ると、私たちはそれだけで分かった気になりがちです。しかし同じ診断名がついたとしても特性は一人一人違います。その子どもの持つストレングス (P.22:※) に気づき、支援の手掛かりとしたいものです。

また、発達障害があったとしても、事例Aのように子どもの行動は家族や生活環境からの影響を受けています。子どもの思いや願いを大切に聞き取って一緒に考えることが必要です。

事例Fのように、子どもを支える家庭の力が十分でないとき、学校はSSWerなどの支援者とチームを組み、本人が社会で自立していく際に支える機関を在学中から紹介し、つながるように調整します。

SSWerは、子どもの権利を認め、障害のある子どもが人生の主人公となって生きて行くことを目指します。



文献

文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

2017年3月

## 8. その他の問題

### 〈 いじめ 〉

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりますが、「いじめられても仕方がない子ども」は存在しません。

学校は様々な情報を元にいじめを認知しますが、いじめを受けている子どもが自ら被害を訴えるのは、とても勇気がいることです。発覚が遅れた場合、放置され深刻化したいじめによって、子どもは生きづらさを抱え、自殺念慮をもったり、学校生活から離れていったりするかもしれません。支援が必要です。

何よりも被害に遭った子どもを守ることが優先されます。チームを組んで対応の体制を作り、正確な事実確認により経緯と全体像を把握し、いじめ防止対策推進法に則った対応を行います（P.21:文献『i's 2019』参照）。

自ら被害を訴えることが苦手な子どもも、外部の専門職が入ることで話をする勇気を得るかもしれません。自尊感情を損ねた子どもは、周囲から守ってもらい、自分を大切な存在だと思い直すことで、回復する端緒を得ます。

SSWer は、人権と社会正義という価値を基盤とし、個別性を大切にしています。いじめを受けた子どもだけでなく、その周囲の思いも大切にくみ取り、教職員と一緒に子どもたちの人権が守られるような学校を作ることに参画します。

### コラム⑨ 教師の目からⅡ

2学期が始まってすぐ、RがQを無視し始めました。もともと仲が良かった二人なので、当初はすぐに仲直りするだろうと思いましたが、物をかくされたり、暴力行為を受けたりなど、Qの被害は大きくなっていきました。

管理職への報告後に開いたケース会議で、SCやSSWerは、夏休みの宿題の内容や最近の落ち着きのなさから、家庭環境が原因では、と見立てました。それを生かし、校内で教師がRと、校外でSSWerが保護者と、定期的に面談を続けました。

すると、夏休み前に父親が病気を理由に退職したことや、母親がパートを増やしているため、Rが就寝する時間でも不在の時間帯が多いことなどが分かってきました。この家庭環境の変化にRは耐えられなかったのかもしれません。

その後SSWerには、父親と医療機関をつないだり、生活保護の申請や子ども食堂の紹介をしてもらったりするなど、家庭環境の改善を支援してもらいました。生活保護の申請が通り、母親が仕事を減らせるようになると、Rの様子も少しずつ落ち着いていき、1年後に父親の再就職が決まったところには、Qとの仲も元通りになりました。

## 〈 リストカットなど心身の健康問題 〉

自傷行為や自殺念慮がある子どもへの対応は、校内では養護教諭、SCが中心となりますが、外部の専門機関（医療機関、保健所、カウンセリング機関など）とつながりを作って支援しようとする場合、SSWerがその橋渡しをします。

子ども本人や保護者にとって、受診や相談の場に赴くことに抵抗がある場合もあるようです。SSWerは、教職員と情報共有して危険度の見立てを行い、緊急的な介入を視野に入れながらも、本人や保護者の気持ちを大事にして動きます。

社会資源とのマッチングを重視し、つながりやすくニーズに合った支援機関を探します。本人と保護者の了解が得られれば、受診等に先立ってSSWerが受診先に連絡を取り、学校での様子や現在の課題を伝えて、受入れ態勢を作ってもらうように依頼します。

既に医療機関等の関わりがある場合には、本人と保護者に了解を得た上で、学校と当該機関の担当者との間で情報交換を行い、支援に活かせるよう仲立ちをします。

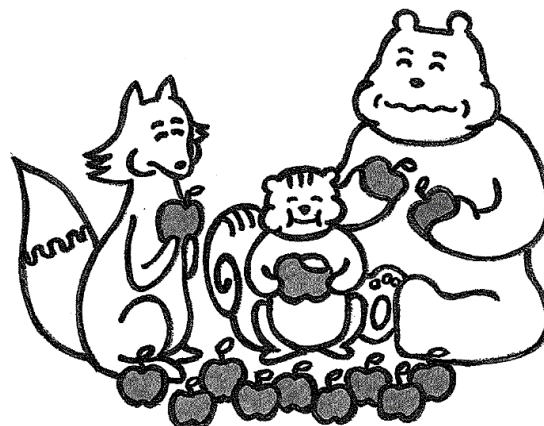
要支援児童として、市町村の要保護児童対策地域協議会で進行管理を行い、随時関係者が参集して個別ケース検討会議を行う場合もあります。そうした際、SSWerはコーディネーターとなることもあります。

事例Bや事例Dに見るように、子どもたちの心身の不調の背景には、生育歴の中で父母との別離やDVの目撃、被虐待体験があることが多いです（事例Dは祖父からの性的虐待も疑われます）。

こうした辛い経験から立ち直るには長い年月を要しますが、子どもたちに学校という所属があるうちなら、学校では養護教諭等を中心にSC、SSWerが加わって、学校をプラットフォームとした支援の輪を作ることができます。子どもたちに寄り添ってその力を引き出す視点を周囲の大人がもつことにより、子どもはエンパワメント※され、自分自身を大切に生きていくことにつながるのではないのでしょうか。

※エンパワメント

人が本来持っている力を取り戻し、自分を尊重し主体的に生きることができるようになる過程のこと



## 参考文献

- 櫻井慶一・宮崎正宇「福祉施設・学校現場が拓く児童家庭ソーシャルワーク」2017 北大路書房
- 森田ゆり「ドメスティックバイオレンス」2007 小学館文庫
- 末富芳「子どもの貧困対策と教育支援」2017 明石書店
- 鈴木庸裕・丹波史紀・村井琢哉・古関勝則・佐々木千里・梅山佐和・朝日華子「子どもの貧困に向き合える学校づくり」2017 かもがわ出版
- 松本伊智朗「子ども虐待と家族」2013 明石書店
- 玉井邦夫「新版学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き」2013 明石書店
- 西野緑「子ども虐待とスクールソーシャルワーク」2018 明石書店
- 金井剛「福祉現場で役立つ子どもと親の精神科」2009 明石書店
- 小栗正幸「発達障害児の思春期と二次障害予防のシナリオ」2010 ぎょうせい
- 齊藤万比古「発達障害が引き起こす不登校へのケアとサポート」2011 学研教育出版
- 西永堅「子どもの発達障害と支援のしかたがわかる本」2017 日本実業出版社
- 中田洋二郎「発達障害のある子と家族の支援」2018 学研プラス
- 鈴木庸裕・新井英靖・佐々木千里「多文化社会を生きる子どもとスクールソーシャルワーク」2018 かもがわ出版
- 荻上チキ「いじめを生む教室」2018PHP 新書
- 松本俊彦「自傷・自殺のことがわかる本」2018 講談社
- 西隈亜紀「心のケアが必要な思春期・青年期のソーシャルワーク」2014 中央法規

## あとがき

ハンドブックを手にとっていただきありがとうございます。スクールソーシャルワークを身近に感じられたでしょうか。

これをきっかけに、学校の中で出会う子どもたちのウェルビーイングと一緒に考えていただけると嬉しく思います。

私たちは、県内のSSWerの研修を担当していますが、どの研修会でも真剣に取り組むワーカーの姿に出会います。SSWerが、学校の中で皆さんと共に「子どもたちのための支援チーム」の一員となり、更に活躍できることを期待しています。

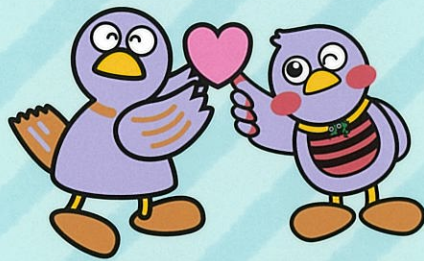
お忙しい中、大変丁寧に監修に携わっていただきました 土屋佳子 氏に生徒指導課一同、心より感謝申し上げます。

監修 日本社会事業大学 学長プロジェクト室 客員准教授 土屋 佳子  
執筆 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 吉永 恵子 宇梶 和子  
編集・コラムなど 埼玉県教育局県立学校部生徒指導課

スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック

令和2年3月発行

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課



埼玉県のマスコット  
「コバトン」「さいたまっち」